

第十六回国会 建設委員会 議 録 第六号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君  
理事 内海 安吉君 理事 瀬戸山三男君  
理事 安平 鹿一君 理事 山下 榮二君  
澤 寛君 岡村和右衛門君  
仲川房次郎君 松崎 朝治君  
赤澤 正道君 村瀬 宣親君  
志村 茂治君 三鍋 義三君  
山田 長司君 中井徳次郎君  
高木 松吉君 只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君  
建設事務官 師岡健四郎君  
(住宅局長)  
委員外の出席者  
建設事務官 伊藤 大三君  
(河川局長)  
建設事務官 鮎川 幸雄君  
(住宅局長)  
建設事務官 鮎川 幸雄君  
(住宅局長)  
建設技官(河川局治水課長) 山本 三郎君  
専門員 西畑 正倫君

六月二十六日

北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出、衆法第一二二号)

同日

鳴瀬川改修工事施行に関する請願(佐々木更三君紹介)(第一七七六号)

同月二十七日

北上川改修工事計画変更に関する請願(只野直三郎君紹介)(第一八三

四号) 大隅道路改修工事促進の請願(永田良吉君紹介)(第一八四五号)

同月二十九日 国道四号線中浅虫、青岩橋間道路改修工事施行の請願(淡谷修蔵君紹介)(第一九七四号)

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日 同月二十九日

(京都市議会議長竹内忠治)(第五一〇号) 本日の会議に付した事件 産業労働者住宅資金融通法案(内閣提出第八九号)

勤労者住宅建設促進法案(山下榮二君外六十五名提出、衆法第八号)

北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出、衆法第一二二号)

九州地方における豪雨災害状況に関する説明聴取

○久野委員長 これより会議を開きます。まず九州地方における豪雨災害状況につきまして、政府より説明を聴取いたします。南政務次官。

○南政務次官 このたび北九州に発生いたしました梅雨前線は、六月二十五日の午前八時ごろから福岡、佐賀、大分、熊本の各県に、明治二十二年以来の、いわば六十年ぶりの大降雨をもたらしまして、二十八日に至つてもまだ降りやまないような状態でありまして、ほんとうに未曾有の惨禍を引起しております。

まず建設省所管の河川につきましては、直轄河川といたしましては筑後川を初めといたしまして、遠賀川、菊池川等が被害をこうむつておりまして、なお中小河川といたしましては矢部川、嘉瀬川、松浦川、大木川その他同地域の中小河川はほとんど全部といつて

いほど大部分が被害をこうむつておるといふような状態でございます。しかもこの被害も、筑後川におきましては、破壊箇所が四十箇所におたるといふ想像に絶します状態でありまして、その詳細につきましては、新聞その他の報道通り、まだ現地の通信が不通のために正確な資料が入手できないような状態でございます。目下極力これを努力しておるような状態でございます。

これが原因につきましては、今回の降雨量が最高八百ミリと申します未曽有のものであつたこと、あるいは筑後川におきましては、久留米付近の計画洪水量七メートル五八をメートル三七も突破するような状態でございます。主要河川の改修が御承知の通りなかつたことも、また一つの見がせのない原因でなからうかと考えているような次第であります。道路、住宅等の被害につきましては、まだほんとうに正確な資料を入手しておりませんが、河川同様相当なはなはだしい被害を受けておると考えておる次第であります。

応急対策といたしましては、建設省におきましては、災害発生後ただちにまず河川局長が二十七日の午前の飛行機で現地に立ちました。午後におきましては、詳細が判明するに至りまして、戸塚建設大臣みづから二十七日の午後三時の飛行機で現地に参つておるような次第であります。そして地方建設局の幹部と一緒に参りまして、現

地において応急対策に遺憾なきよう期しておるような状態でございますが、まずとりあえず現地の直轄河川につきましては、すなわち筑後川とか遠賀川とか菊池川といふような川につきましては、本日の閣議を経まして、災害予備金から六億円を支出すべく手続中でございます。

なお府県災害につきましては、今日までに判明した金額は、府県の報告によりますと約二百二十億といわれております。これは御承知の通り融資でまかなうよりほかございませんので、ただちに財務当局と緊急連絡をいたしました。そして政府におきましては災害対策本部を現地すなわち福岡に設けまして、大野国務大臣がおいでになり、大蔵省からも適当な係官が参りまして、とりあえず融資の形におきまして現地に必要経費を支出できるような態勢を講じておるような次第であります。なおこまかいことにつきましては河川局長の次長がここに参つておりますので、もう少し詳細に次長から報告させていただきますと思つております。

○久野委員長 ただいまの政府の説明につきまして質疑の申入れがありません。仲川房次郎君。

○仲川委員 今回の西日本の災害は非常に大きなもので、遺憾に存するのであります。この洪水の問題についてはありますが、さきに建設省は前の大きな洪水を標準としてあらゆる工事を直轄して進めておいでになりましたが、今度はその標準よりもさらに上まわつ

たので非常に決壊が早かつたといふことを聞いております。こうした過去の体験を基調となさることは非常に案ぜられるので、そうしたことのないようにやつて行くことが必要であると考えます。これだけのことがあつたといふことは、たとえ堤防が七メートルでいいと思つておつたのが、水が八メートル、九メートル出たことが一つの原因であると思ひますが、この点について、もしお考えがあつたらお答え願ひたいと思ひます。

○南政府委員 お答え申し上げます。今回のこの災害と申しますものは、正確な資料はございませんが、明治二十二年以来だそうでございます。やや正確な資料がそろつておりますのは大正十年の洪水であります。筑後川におきましては、大正十年の洪水のかなり正確な資料が残つておりますので、その資料を基礎にいたしまして、筑後川の工事を進めたわけでありまして、大正十二年以来いろいろの洪水対策、災害対策を講じて参つたのであります。先ほども私御説明申し上げましたように、大正十年の洪水がもたらしましたいろいろの流量の計算をいたしまして、たいいてい大丈夫だろうという危険率を考えまして、筑後川におきましては七メートル五八の堤防を築いてあつたのであります。今度の洪水は八百ミリというより大きな降雨量がございましたために、危険率を計算いたしました。これなら大丈夫だと思つてやつた堤防の七メートル五八をさらに一メートル三七も突破するといふような状態から、こういうような災害が起きたような次第であります。過去の資料を基礎にいたしまして、その資料か

ら、あり得るいろいろのことを考えまして、十分に対策を講じたつもりであつたのであります。今度の災害は、その危険率を突破してしまつたために、非常に災害が大きくなつたといふことも考えられております。

○仲川委員 七メートル五八というのを一メートル三七もオーバーしたといふことであります。それは水源地の山を伐採したといふような治山方面の変化によつてそういうことになつたのか、あるいは雨が多かつたためにそうなつたかといふことについて御説明願ひたい。

○南政府委員 お答え申し上げます。元来大正十年時代の水源地の山林の状態と今日の山林の状態とは、相当かかわつていふことと思ひます。しかし、水の出方と申しますものは、降り方の状態にもよりますし、いろいろの原因が重なり合つて、今度あたりは何でも毎秒二百立方メートルといふような大きな雨量になつておるようになっております。そういうようなことになつたのであります。もちろん山の状態も、戦争中における無計画伐採によつて相当荒れておつたといふことも、相当大きな見のがせない原因の一つではないかと思つております。

○内海委員 ただいま仲川君から御質問があつたのですが、とにかく明治二十二年以来の水害であるといふので、国会だつて明治二十三年に初めてできたのです。河川法は二十六年です。そういうようなわけで、どうも前例がどうか、どういふ備えをしなかつたかといふことを今ここで質問いたしました。でも、正確なる答弁を得ることは困難だと思ひますが、先ほどの政務次官の説

明によると、とりあえず大蔵省と折衝して六億の金を出して何とかまかなうこととしておる、遺憾なきを期するといふようなお話であります。単にその六億だけでなくて、さらに進んで、あるいは五百億といわれ、あるいは一千億といはれるこの被害に対して、建設省として、道路、河川等に対して、思ひつきでなく、今日までの考えがありましたならば、政務次官でなくとも、次長でけつこうでございますか、今までこういう問題が起ることをあらかじめ予想されまして、こういう場合にはこうして行きたい、将来はこうやりたいといふようなことを、この機会において一言御説明願へればけっこうだと思ひます。

○伊藤説明員 河川の根本的な計画につきましては、時々刻々われわれといひたしまして新しい資料を集め、その新しいデータに基づいて、次の計画に次々と進んでおるわけでありまして、先ほどの六億といふ問題でございますが、これはとりあえず現在直轄でやつております河川の決壊箇所の応急の締切り並びに、応急の手当といふことで一応お願いしたわけでありまして、なお精査の進む限り、こういう緊急対策費をさらに追加をお願いしなければならぬといふ存じておるのであります。これはとりあえず第一段階としてまず雨が上ればすぐこれだけの手当をするといふわけでもりまして、ごさいいます。

次に根本的な改修の問題につきましては、筑後川につきましても、その後いろいろの資料を集めまして、従来の計画は先ほど申しました五千立方の流量を流すといふ考えから進めておつたのでありますけれども、お話にごさい

いたしましたような山の状態もあり、最近の雨量のいろいろのデータも調べまして、これをさらに七千ぐらいに上げて根本的な改修計画を立てようといふわけで、これの一応の案ができたのであります。

なおこれにつきましては、この改修方式をどう行くかといふ問題についても、現在の河川の流域のあの開けた状態等から考えまして、堤防を広げるといふような行き方はなかなか困難でありますから、流量の増加——これは最近のはや言葉で言へば、ダム方式によりまして、上流においてためたい、こういうような計画を立てております。こういうような計画を次から次とあらゆる河川について立てて参りたい。すでに大きな川十本につきましては、その計画を立てておりました。これが改修の事業化について努力をいたしておるわけでありまして。

なお今後の問題につきましては、こういうような実例もございまして、至急あらゆる河川につきまして計画の再検討をいたしまして、治水事業の継続化といふことに力をいたし、思い切つて金を出していただいて、われわれの方をして安心をして工事を担当し、責任をもつてその工事が遂行できるようにやつて行きたいと存じておるわけでありまして。

○内海委員 昨日首相官邸において、国土総合開発審議会の第一回の会合を開いたのであります。ちよと今問題になつておる北九州と同様のことを予想しまして、すでに昨年の国土総合開発審議会において、本土においてはまず北上川を取上げ、昭和二十八年度より実行することになつたのでありま

す。ところがここに提案せられたところの案を見ますと、第一に最上川である、第二には利根川である、そして第三には天龍川といつたような、関東地方を中心とした計画はできておるようであるけれども、九州方面の問題については——輿論としてはどうかばかりりませんけれども、正当なる機関、少くとも水系を基本としてやることの国土総合開発、すなわち河川を基本としてやることこの計画としては、一向取上げておらぬようでありまして、この点に対する建設省の考えはどうでありますか。

○伊藤説明員 ただいま九州の問題でございますが、先ほど申し述べましたように、筑後川に對しますいわゆる荒筋の河川計画につきましては、河川局としましては、二十三年の——これは公式の機関ではございませんが、治水調査会に諮りまして案を立てておるのであります。ただ地方の特定の地域の計画につきましては、国土総合開発法の建前からいたしまして、地方の盛り上げた力でこれをつくり上げるといふ形式をとつておりましたために、なかなか進行いたさなかつたのでございまして、幸い最近国土総合開発法の改正もございまして、一段とこの熱が地方にも上り、また今回を機会としてこの熱もさらに高まるものと思ひます。中央におきましてもこの際この筑後を中心とした根本的な河川の改修の計画につきまして指導をし、地方においても計画を立てて推進したい、こう存じておる次第でございます。

○仲川委員 九州地方災害地の直轄河川をやつておられます場所は、ちよと最近その工事の竣工を見た箇所、なお

す。ところがここに提案せられたところの案を見ますと、第一に最上川である、第二には利根川である、そして第三には天龍川といつたような、関東地方を中心とした計画はできておるようであるけれども、九州方面の問題については——輿論としてはどうかばかりりませんけれども、正当なる機関、少くとも水系を基本としてやることの国土総合開発、すなわち河川を基本としてやることこの計画としては、一向取上げておらぬようでありまして、この点に対する建設省の考えはどうでありますか。

○伊藤説明員 ただいま九州の問題でございますが、先ほど申し述べましたように、筑後川に對しますいわゆる荒筋の河川計画につきましては、河川局としましては、二十三年の——これは公式の機関ではございませんが、治水調査会に諮りまして案を立てておるのであります。ただ地方の特定の地域の計画につきましては、国土総合開発法の建前からいたしまして、地方の盛り上げた力でこれをつくり上げるといふ形式をとつておりましたために、なかなか進行いたさなかつたのでございまして、幸い最近国土総合開発法の改正もございまして、一段とこの熱が地方にも上り、また今回を機会としてこの熱もさらに高まるものと思ひます。中央におきましてもこの際この筑後を中心とした根本的な河川の改修の計画につきまして指導をし、地方においても計画を立てて推進したい、こう存じておる次第でございます。

○内海委員 昨日首相官邸において、国土総合開発審議会の第一回の会合を開いたのであります。ちよと今問題になつておる北九州と同様のことを予想しまして、すでに昨年の国土総合開発審議会において、本土においてはまず北上川を取上げ、昭和二十八年度より実行することになつたのでありま

現在施行中箇所のある工事が、建設省の建設計画よりメートル三〇の水がオーバーしたとのことで、被害が甚大であったことはまことに遺憾です。私は今後の災害復旧工事に對しましては、十二分に再び繰り返さないよう、完全なる計画のもとにやつてもらいたい。橋梁なんかはみな五十倍以上の安全率を見ておられますが、河川工事の取扱いにつきまは、建設省の計画が非常にルーズではなかつたか。現在やつておる工事がさような計画になつておるといふことを考えますと、非常に不安を感じますので、ぜひとも今後、財政的關係もありましようが、こうした工事をやるときには百年の大計を立て、再びこういうことにならないように御注意願いたい。

○久野委員長 瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 一つだけお尋ねしておきますが、先ほど河川局長から、ダム方式によつて云々とお話がありました。この筑後川の上流でダムを築造して、この流水を調節するという計画があるやに聞いておられますが、ところがそれが福岡県と大分県との県の關係で、その計画が非常に行き悩んでおるといふことを聞いておるのです。そういうふうな国全体のこういう重大問題を起すものについて、県の境がどうである、こうであるというところは、きわめて遺憾に思つておられますか。

○伊藤説明員 筑後川の洪水調節の予定地としておられますところは、今お話のありましたように福岡県に近く大分県にございます。場所は大体久世畑というところだと思つておられますか。

の大分水嶺地は実は五百戸以上もございますよ。な実情でございまして、現在の耕地の關係並びに家屋の移転といふことはなかなか困難を伴います。特に一府県内においてすら、その問題が解決が至難でありますところへもままして、両県にまたがつておるといふことが、實際上この問題の解決をさらにむずかしくいたしておるわけでございます。しかしながら今回の水害現状から見まして、これを両県の争いにまかせておくといふことはとうていできないこととございまして、われわれとしては、両県にそれ／＼できるだけ勸めておるわけでございますが、今回を契機といたしまして強く両県に働きかけ、特に大分県に對しては福岡県として十分なるお願いをせられまして、それについて／＼の補償の問題やなにかにつきましましては、福岡県が十分協力するといふ建前から進んで、ぜひこれを實現いたしたい、こう存じておる次第でございます。

○瀬戸山委員 今度の災いを転じて福となすというふうな考え方で熱意を持つておられるというのであります。私はその熱意を實現していただきたい、こういう考えを持つておられます。もちろんダムをつくる場合には、いついかなる場所においても、今のような問題が起つておられます。しかし日本内の河川が各県を通過することは当然でありまして、県の地域が違つていようなことで、かような重大な災害を起すよなことは、国として許されなすいけれども、たとえば軍事基地と申しますか、これが今各地で問題になつ

ておられます。内灘の問題でもそうであります。ああいう場合には、ほとんど強権をもつてでもそれを実施に移して、五百戸の家が埋没することは、その土地に住んでいる人にももちろん重大問題でありますけれども、しかし国全体からいへば、その五百戸の埋没地域の問題のために、十何万戸という災害を受けている。先ほど御報告がありましたように、一千億になんかんとするよな重大な問題を起して申す。軍事基地とこれと関連させて申すのはおかしいのでありますけれども、そういうときには政府はあくまでも強行するが、こういう日本の経済、財政、民生の安定に重大な結果を起すものについては、一向役所はただ県の態度がどうであるというよなことを言うのであります。それもある程度理由はありますけれども、こういうことは政治の力でその地方の住民を納得させて、将来の災害を防ぐために努力をされんことをお願いしておきます。

○久野委員長 質疑を継続いたします。安平鹿一君。

○安平委員 先ほど次官の説明によりまして、現在建設關係で支出を予定されておるのは六億円で、しかもその必要経費は必要に応じて／＼出して行きたい、こういうふうな言われおりましたけれども、これはさしあたって九州地方だけで、これはさしあつて九州地方だけで、私が愛媛県だから言つたわけではないのですが、九州以外の愛媛、広島等でも、前の麦の場合にやなくて、あの今度の九州と同時の水害が非常に大きいという報告を受けているのですけれども、その方へはその六億のうちからどのくらいまわす予定になつておられますか。九州

だけで六億円なのか。

○南政府委員 お答え申し上げます。先ほど私御説明申し上げました六億円と申しますのは、九州地区におきます直轄河川の経費でございまして、中その他については、相当の損害が発生いたしました由に聞いておられますので、次官の策といたしましてこれらのものを一貫して大きな計画を立てなければならぬのじやないかと考えておられます。しかし何と申しましても、今度の災害は御承知のように北九州の筑後川、遠賀川、というよな直轄河川が主として氾濫したように、きのうあたり

の状態では判明して参つておりました關係から、とりあへずともかくこれらの川の応急措置を六億円でやるよないうよなふうな關係へ申請したよなうなわけでございます。

○安平委員 ここに付録になつておる表で見ても、愛媛県は相当多いのです。これは決して自分のところだけ言つておるわけでもないが、九州方面だけに目を奪われて、他を顧みないというよな弊の起らないよな公平にやつても、先ほどこちらで質問したよなに、へんばな取扱いがあるというよなことを、ないよなに氣をつけてもらいたい。

○久野委員長 他に御質疑はございせんか。――質疑なきものと認めます。

○久野委員長 次に、産業労働者住宅資金融通法案及び勤労者住宅建設促進法案を一括して議題となし、順次提案理由の説明を聴取いたします。南政務次官。

産業労働者住宅資金融通法案  
産業労働者住宅資金融通法案

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 公庫の業務(第七条―第十條)

第三章 雑則(第十一条―第十四條)

第四章 罰則(第十五條―第十六條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、健康で文化的な生活を営むに足る産業労働者住宅を建設しようとする者に対し、産業労働者住宅の建設に必要な資金の一部を長期且つ低利で融通することに依り、その建設を促進し、もつて産業労働者の福祉の増進と産業の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者で、国、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人及び地方公共団体以外のものをいう。

二 産業労働者 事業者に使用されている者をいう。

三 産業労働者住宅 産業労働者の居住の用に供する家屋又は家屋の部分を含む。(業務を行う機関)

第三条 この法律による資金の融通に関する業務は、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が行うものとする。

（資金融通の原則）  
第四条 この法律による資金の融通は、一、事業者に使用されている産業労働者の住宅不足が甚しい場合において、当該産業労働者のために産業労働者住宅（以下「住宅」という。）を建設しようとする者で、住宅の建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対し、その住宅の建設資金の不足額を補足するためのものとして行わなければならない。

（住宅の敷地の選定基準等）  
第五条 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、その位置は、産業労働者の日常生活の利便の増進及び労働能率の向上に寄与するようによらなければならない。

2 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものとするとともに、集団的に建設されるようによらなければならない。

（地方公共団体の援助）  
第六条 地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、第七條第一項各号に掲げる者に対して、資金上及び技術上の援助を与えることができる。

第二章 公庫の業務  
（資金の貸付の範囲）  
第七條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、左に掲げる者に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付を行う。

一 事業者でその事業に使用する産業労働者に対し住宅を建設して貸し付けるもの  
二 事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付けさせる目的で出資又は融資する会社その他の法人

2 公庫は、前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合においては、土地の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

3 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号。以下「公庫法」という。）第十九條の規定は、第一項の規定により貸付をすることができる住宅について準用する。この場合において、公庫法第十九條中「第二十二條第一項」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第九條第一項」と読み替へるものとする。

（貸付を受けるべき者の選定）  
第八條 公庫は、前條の規定による資金の貸付を行う場合においては、貸付の申込をした者について、住宅を必要とする事由、貸付希望金額、元利金の償還の見込その他資金の貸付に必要な事項をそれぞれ十分に審査し、且つ、申込をした者の総数及び申込に係る貸付希望金額の総額を参し、よくして、資金の貸付を受けるべき者を公正に選定しなければならない。

2 公庫は、前項の規定により資金の貸付を受けるべき者を選ぼうとする場合においては、住宅の貸付を受ける産業労働者を使用する事業者を管轄する都道府県労働基準局の意見を参し、よくしなければならない。

（貸付の条件）  
第九條 第七條の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の二戸当りの金額の限度並びに貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の償還期間
耐火構造の住宅（主要構造部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。）及び耐火構造の住宅（耐火構造とした住宅をいう。）	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費以下）に相当する金額	年六分五内
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の五割に相当する金額	年六分五内 十五年以内

2 公庫法第二十二條第三項の規定は前項の場合における住宅の床面積及び第五項の規定は前項に規定する標準建設費及び標準価額について、それぞれ準用する。

4 公庫法第二十二條の規定は、貸付金の貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更について準用する。

3 公庫法第二十一條第三項、第四項（第五号、第六号及び第八号を除く。）及び第五項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、公庫法第二十一條第四項第四号中「第十七條第一項第一号又は第三号」とあるのは、

第十條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、第七條の規定による資金の貸付に関する申込の受付及び審査、貸付金に係る住宅の建設工事の審査その他資金の貸付に関する業務を、公庫の業務を委託するに必要で、且つ、適切な組織と能力を有する銀行（日本銀行を除く。）その他の金融機関に対し、資金の貸付及び元利金の回収その他回収に関する業務を、それぞれ委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 公庫法第二十三條第二項から第六項までの規定は、前項の規定により委託する場合について準用する。

第三章 雜則  
（公庫の業務方法書の認可）  
第十一條 主務大臣は、公庫法第二十四條第一項の規定により公庫の業務方法書に關し認可をしようとする場合において、この法律に基く業務に係る部分については、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

（公庫の事業計画及び資金計画の認可）  
第十二條 主務大臣は、公庫法第二十五條第一項の規定により公庫の事業計画及び資金計画のうち住宅に係るものを認可しようとする場合においては、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

（家賃その他の賃貸の条件等）  
第十三條 この法律による貸付金に係る住宅の家賃その他の賃貸の条件は、主として入居者の住居費の負担能力を考慮して、適正に定めなければならない。

2 この法律による貸付金に係る住宅は、産業労働者以外の者に貸し付けてはならない。

(主務大臣、主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし、主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第四章 罰則

第十五条 第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員が同条第二項において準用する公庫法第二十三条第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第十六条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(この法律において準用する公庫法の規定を含む)により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならぬ場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二 第七条第三項において準用する公庫法第十九条の規定に違反して貸付をしたとき。

三 第九条第一項の規定又は同条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定に違反して貸付金の限度をこえて貸付を行ったとき。

四 第九条第二項において準用する公庫法第二十条第五項の規定に違反して公表を怠り、又は不実の公表をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項中住宅金融公庫法第十六条の改正規定に係る部分は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

2 住宅金融公庫は、前項に規定するものの外、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第 号)に基き、産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通することを目的とする。第十六条の見出しを「役職員の地位及び給与」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公庫の役員及び職員は、国家公務員としての給与を受ける。但し、総裁は、公庫の役員及び職員に対して、その受ける俸給の百分の二十に相当する金額をこえない範囲内において、主務大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。この場合において、主務大臣が承認を与えようとするときは、人事院に協議しなければならない。

3 前項の特別手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定による俸給とはしない。

第十七条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第十七条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、前二項に規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法(以下融通法)という。第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

第二十四条第二項中「前条第二項に規定する」を削る。

第二十八条第三項中「資金のうち」を「資金を郵便振替貯金とし、又は」に、「必要な金額を限り」を「必要な金額の範囲内において」に改める。

第三十条中「金融機関」の下に「融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。」を加える。

第三十一条第二項中「この法律」の下に「及び融通法」を加える。

第三十二条第一項第一号中「若しくはこの法律に基き命令又は」を「若しくは融通法又はこれらの法律に基き命令若しくは」に改める。

第三十三条第一項中「金融機関」の下に「若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関」を加える。

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二(住宅金融公庫の償還金)第五十八号から第六十一条までの規定は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)による住宅金融公庫又は住宅金融公庫から業務の委託を受けた金融機関を加入者とし、当該加入者に住宅金融公庫の貸付に係る償還金を納付するための払込金又は振替金のみを、当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

2 前項の償還金を納付するため前項に払い込む場合における払込の料金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、十円、即時払の料金は、八円とする。

4 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の二中「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律百五十六号)」の下に「及び産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第 号)」を加える。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 産業労働者住宅資金の融通に関する事。

勤労者住宅建設促進法案  
勤労者住宅建設促進法

目次

第一章 総則(第一条-第六条)  
第二章 勤労者住宅建設審議会(第七条)  
第三章 資金の貸付(第八条-第十三条)  
第四章 貸付を受けた者の遵守すべき事項等(第十四条-第十六条)  
第五章 罰則(第十七条-第十八条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、勤労者住宅の建設に必要な資金を長期且つ低利で融通することにより、その建設を促進し、もつて勤労者のために健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「勤労者」とは、左に掲げる者(主務大臣の指定する者を除く。)をいう。  
一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者  
二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第二項に規定する一般職に属する職員  
三 国家公務員法第二条第三項第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる職員

2 この法律において「事業者」とは、勤労者で前項第一号に掲げる者を使用する事業主をいう。  
3 この法律において「勤労者住宅」とは、勤労者の居住の用に供する住宅及びその附帯施設をいう。

(建設の基準) 第三条 勤労者住宅は、保安上、衛生上及び耐久上必要な構造及び設備を有し、且つ、住みよいものを建設するものとし、その敷地は、保安上及び衛生上良好な環境を維持し、且つ、勤労者の通勤その他の日常生活の利便を維持することができるように、その位置を選定するものとする。

(実施機関)

第四条 第一条の目的を達成するために必要な資金の融通は、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）において行うものとする。

（勤労者住宅建設三箇年計画）  
第五条 主務大臣は、第一条の目的を達成するため、昭和二十八年年度以降の毎三箇年を各一期として、勤労者住宅建設三箇年計画案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

2 政府は、前項の規定により閣議の決定を経た勤労者住宅建設三箇年計画を遂行するため、前条の規定により公庫が行う事業に要する資金の確保につき特別の考慮を払わなければならない。

（主務大臣及び主務省令）  
第六条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし、主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第二章 勤労者住宅建設審議会  
（勤労者住宅建設審議会）  
第七条 建設省に、勤労者住宅建設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、主務大臣の諮問に依り、勤労者住宅の建設に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、勤労者住宅の建設に関する重要事項に関し必要と認められる事項を関係行政庁に建議することができる。

4 左に掲げる場合においては、主務大臣は、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。  
一 第五条の規定により勤労者住宅

宅建設三箇年計画案を作成しようとするとき。  
二 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）（以下「公庫法」という。）第二十四条の規定により、第八条の規定による貸付金に係る業務に関する業務方法書の認可又はその変更の認可をしようとするとき。  
三 公庫法第二十五条の規定により、第八条の規定による貸付金に係る業務に関する事業計画及び資金計画の認可又はその変更の認可をしようとするとき。  
主務大臣は、前項の諮問に対する審議会の答申を十分に尊重しなければならない。

議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 資金の貸付  
（貸付のできる者の範囲）  
第八条 公庫は、左に掲げる者に対し、勤労者住宅の建設（新たに建設された住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。以下同じ。）に必要な資金の貸付の業務を行う。

一 法人たる労働組合及び国家公務員法、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体であつて、それぞれの組合員又は構成員たる勤労者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの  
二 主として勤労者とその組合員とする消費生活協同組合であつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの  
三 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による共済組合のうち、法律により法人たる国家公務員若しくは地方公務員の団体を結成し、又はこれに加入することのできない勤労者とその組合員とするものであつて、その組合員たる当該勤労者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

四 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による住宅組合であつて、勤労者とその組合員とするもの  
五 法人たる事業者であつて、その使用する勤労者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの  
2 公庫は、前項各号に掲げる者が勤労者住宅の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を当該勤労者住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

（貸付をすることが出来る勤労者住宅）  
第九条 公庫が前条第一項の規定により貸付をすることが出来る勤労者住宅は、その構造が主務省令で定める基準に適合するものであり、且つ、一戸当りの床面積が二十九平方メートル以上六十七平方メートル以内のものでなければならない。

（貸付金額の限度）  
第十条 第八条の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、同条

第一項第一号から第四号までに掲げる者に対する貸付金にあつては、標準建設費をこえる場合においては、標準建設費。以下この項において同じ。又は土地若しくは借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この項において同じ。）の全額とし、同項第五号に掲げる者に対する貸付金にあつては、勤労者住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の六割に相当する金額とする。

2 前項の「標準建設費」又は「標準価額」とは、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定により公庫が定め、且つ、公表した標準建設費又は標準価額をいう。  
（貸付金の利率並びに償還の期間及び方法）  
第十一条 第八条の規定による貸付金の利率は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる者に対する貸付金にあつては、年五分五厘以下において公庫が定めるものとし、同項第五号に掲げる者に対する貸付金にあつては、年五分五厘とする。  
2 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。  
第三章 資金の貸付  
（貸付のできる者の範囲）  
第八条 公庫は、左に掲げる者に対し、勤労者住宅の建設（新たに建設された住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。以下同じ。）に必要な資金の貸付の業務を行う。  
一 法人たる労働組合及び国家公務員法、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体であつて、それぞれの組合員又は構成員たる勤労者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの  
二 主として勤労者とその組合員とする消費生活協同組合であつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの  
三 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による共済組合のうち、法律により法人たる国家公務員若しくは地方公務員の団体を結成し、又はこれに加入することのできない勤労者とその組合員とするものであつて、その組合員たる当該勤労者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

設するもの  
四 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による住宅組合であつて、勤労者とその組合員とするもの  
五 法人たる事業者であつて、その使用する勤労者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し貸付する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの  
2 公庫は、前項各号に掲げる者が勤労者住宅の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を当該勤労者住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。  
（貸付をすることが出来る勤労者住宅）  
第九条 公庫が前条第一項の規定により貸付をすることが出来る勤労者住宅は、その構造が主務省令で定める基準に適合するものであり、且つ、一戸当りの床面積が二十九平方メートル以上六十七平方メートル以内のものでなければならない。  
（貸付金額の限度）  
第十条 第八条の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、同条

第一項第一号から第四号までに掲げる者に対する貸付金にあつては、標準建設費をこえる場合においては、標準建設費。以下この項において同じ。又は土地若しくは借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この項において同じ。）の全額とし、同項第五号に掲げる者に対する貸付金にあつては、勤労者住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の六割に相当する金額とする。  
2 前項の「標準建設費」又は「標準価額」とは、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定により公庫が定め、且つ、公表した標準建設費又は標準価額をいう。  
（貸付金の利率並びに償還の期間及び方法）  
第十一条 第八条の規定による貸付金の利率は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる者に対する貸付金にあつては、年五分五厘以下において公庫が定めるものとし、同項第五号に掲げる者に対する貸付金にあつては、年五分五厘とする。  
2 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

区分	償還期間
耐火構造の勤労者住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造の勤労者住宅をいう。）の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内
簡易耐火構造の勤労者住宅（外壁をコンクリート造りとした勤労者住宅又は主要構造部を金属板その他の不燃材料で造つた勤労者住宅をいう。）の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内

木造の勤労者住宅又は木骨防火造の勤労者住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的として二十年以内する貸付金

3 前項に規定する勤労者住宅の構造に關し必要な技術的事項については、公庫法第二十一条第二項の規定に基く主務省令の定めるところによる。

4 第八条の規定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、同条の規定により公庫から資金の貸付を受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。）は、貸付金についていつでも一時償還をすることができ。

5 公庫は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合においては、貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金につき一時償還を請求することができ。但し、一時償還を請求することができるときは、第五号又は第六号に該当する場合においては、当該勤労者住宅又は勤労者住宅及び土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七号に該当する場合においては、当該勤労者住宅に係る貸付金の額をそれぞれこえることができない。

一 貸付を受けた者が六箇月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなくて割賦金の償還を怠つたと認められるとき。

二 貸付を受けた者が当該貸付金を担保するために設定された抵当権の目的たる勤労者住宅又は土地に係る租税その他の公課を

滞納したとき。

三 貸付を受けた者が第十四条第一項の規定に違反したとき。

四 貸付を受けた者で住宅組合以外のものが貸付金に係る勤労者住宅又は勤労者住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

五 貸付を受けた者である住宅組合から貸付金に係る勤労者住宅又は勤労者住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けた組合員が当該勤労者住宅又は勤労者住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

六 貸付を受けた者である住宅組合が当該組合から貸付金に係る勤労者住宅又は勤労者住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けるべき組合員の持分の譲渡を承諾したとき。

七 貸付を受けた者が貸付金に係る勤労者住宅を貸付の際定められた用途以外の用途に供したとき。

八 貸付を受けた者で住宅組合以外のものが第十五条の規定に違反したとき。

九 前各号に掲げるものの外、貸付を受けた者が正当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

6 前項の規定により貸付金の一時償還を請求した場合において、償還をなすべき者が償還を怠つたと

きは、公庫は、当該貸付金を担保するために設定された抵当権を実行するものとする。

(貸付の条件の変更)

第十二条 貸付を受けた者が、災害その他特殊の事由により元利金の支払が著しく困難となつた場合においては、公庫は主務大臣の認可を受けて貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができ。

(事業計画及び資金計画)

第十三条 公庫は、公庫法第二十五条の規定により、第八条の規定による貸付金に係る業務に關する事業計画及び資金計画を作成する場合同じにおいては、一事業年度を通じて、同条第一項第五号に掲げる者に対して貸し付ける金額の総額の当該年度における同条の規定による貸付金の総額に対する割合が百分の三十をこえないようにこれを定めなければならない。

第四章 貸付を受けた者の遵守すべき事項等

(貸付金の使途の規正)

第十四条 貸付を受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2 公庫は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するために、必要に応じて、貸付金をもつて建設する勤労者住宅の工事施行者に対し、直接に資金を交付する等資金の交付に關し適切な措置をとることができ。

(貸付の条件)

第十五条 貸付を受けた者で住宅組合以外のものは、貸付金に係る勤

労者住宅を、自ら居住するため住宅を必要とする勤労者に対し、賃借人の資格及びその選定方法、家賃その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従ひ賃貸しなければならない。

(貸付を受けた者に対する会計検査)

第十六条 会計検査院は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者の会計を検査することができ。

第五章 罰則

第十七条 第十五条の規定に違反する行為があつた場合においては、その違反行為をした法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、十萬圓以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金を科する。但し、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときはその法人については、この限りでない。

第十八条 第九条又は第十条の規定に違反して貸付をした公庫の役員又は職員は、三萬圓以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 住宅金融公庫法の二部を次のように改正する。  
日次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、前二項に規定する業務の外、勤労者住宅建設促進法（昭和二十八年法律第 号）の定めるところにより、勤労者住宅の建設又はこれに附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金の貸付の業務を行う。

第二十一条第三項本文中「公庫の貸付金」を「第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金」に改め、同項但書中「公庫」を「これらの規定により公庫」に改める。  
第二十三条第二項に次の後段を加える。

この場合において、公庫は、金融機関に対する委託業務に關する準則を定めるに當つては、第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金に係る委託業務と同条第三項の規定による貸付金に係る委託業務とを区分し、それぞれの委託業務に關する別個の準則を定めなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。  
3 公庫は、第一項の業務方法書を定める場合においては、第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金に係る業務と同条第三項の規定による貸付金に係る業務とを区分し、それぞれの業務に關する別個の業務方法書を定めなければならない。  
第二十五条第二項を次のように改める。

2 公庫は、前項の事業計画及び資

金計画を作成する場合においては、第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金に係る業務と同条第二項の規定による貸付金に係る業務とを区分し、それぞれの業務に関する別個の事業計画及び資金計画を作成しなければならぬ。第三章中第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 公庫は、前条の規定により第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金に係る業務に関する事業計画及び資金計画を作成する場合においては、一事業年度を通じて、同条第一項第三号の規定に該当する者に対して貸し付ける金額の総額の当該年度における同条第一項又は第二項の規定による貸付金の総額に対する割合が百分の二十をこえないようにこれを定

めなければならない。第三十一条第二項中「この法律」を「この法律又は勤労者住宅建設促進法」に改める。第三十二条第一項第一号を次のように改める。一 この法律若しくは勤労者住宅建設促進法若しくはこれら

勤労者住宅建設審議会

建設大臣及び大蔵大臣の諮問に応じて勤労者住宅の建設に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。

4 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。第十九条第十一号ノ三の次に次の一号を加える。

十一ノ四 勤労者住宅建設促進法第八号ノ規定ニ依リ住宅金融公庫ヨリ資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付金ヲ以テ建設シ又ハ取得シタル勤労者住宅又ハ其ノ用地ニ関スル権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記。

5 地方税法（昭和二十五年法律第

命令に違反したとき。建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。第三条中第二十三号の三を第二十三号の四とし、第二十三号の二の次に次の一号を加える。二十三の三 勤労者住宅建設促進法昭和二十八年法律第 号の施行に関する事務を管理する。第十号第一項の表中住宅対策審議会の項の次に次のように加える。

二百二十六号）の一部を次のように改正する。第三百四十八条に次の一項を加える。6 市町村は、勤労者住宅建設促進法（昭和二十八年法律第 号）第八号の規定によつて住宅金融公庫から資金の貸付を受けた者（以下この項において「貸付を受けた者」という。）がその貸付金をもつて勤労者住宅又はその用地を建設し、又は取得した後当該貸付を受けた者又は貸付を受けた者である住宅

組合から当該勤労者住宅若しくはその用地の譲渡を受けたその組合員のいずれかに最初に当該勤労者住宅又はその用地に対する固定資産税を課すべき年度以降五箇年度においては、当該勤労者住宅又はその用地に対する当該各年度分の固定資産税を課するに課することができない。

○南政府委員 産業労働者住宅資金融通法案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。申すまでもなく現在の住宅難はきわめて深刻でありまして、これが解決はわが国の当面する内政上の大きな問題となつておるのであります。特にこの住宅難はわが国再建の原動力となつておる勤労者において最もはなはだしく、これらの人々の生活安定はもろろん、勤労能率に対しても重大な影響を与えておる次第であります。政府におきましては、このような住宅事情に對し、従来から各般の施策を講じ、その最も重要なものとして低家賃公営住宅及び住宅金融公庫融資住宅の建設に努力して参つたのであります。この際、さらに住宅政策を積極的に進めて、勤労者の福祉を増進し、産業の発展に寄与するため、産業労働者住宅の建設促進をはかる必要があるものと考へる次第であります。すなわち、国と事業者の協力によつて、産業に従事する労働者に対し低家賃の住宅を供給するために、労働者のための住宅を建設しようとする事業者等に対し、住宅金融公庫を通じて長期低利資金を融通することを目的とする本法案を提案いたすこととした次第であります。

は、その使用する産業労働者に対して住宅を建設しようとする事業者及びこれらの事業者にかわつて労働者のために住宅を建設しようとする会社その他の法人でありまして、資金貸付の限度は建設費の五割、貸付利率は年六分五厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易耐火構造住宅については二十五年以内、木造住宅については十五年以内としたしております。

この法案に基き、昭和二十八年年度におきましては、住宅六千五百戸分二十億円の貸付を予定いたしております。特に、住宅の質の向上をはかる意味におきまして、融資にあたりましては耐火構造アパートの建設に重点を置きたいと考えております。

以上本法案の提案理由と法案の骨子につきましてその概要を申し上げます。なお、この法案の施行に伴い住宅金融公庫法の一部を改正する必要を生じましたので、これにつきましても改正したいと存じております。何とぞ慎重御審議の上すやみかにお可決あらんことをお願いする次第であります。○久野委員長 次に勤労者住宅建設促進法案の提案理由の説明を聴取いたします。山下第二君。

○山下（議）委員 それでは私から勤労者住宅建設促進法案の提案理由とこの法案の概要を申し上げて、皆様方の御賛成をお願い申し上げます。御賛成をお願い申し上げます。

ただいま政府の説明もございましたように、わが国の住宅の不足は三百十六万戸に及んでおるといわれておるものであります。わけてその中で勤労者の住宅が百十九万戸不足いたしているといわれておるのであります。勤労者の

住宅不足は即わが国の産業の上に至大な影響を与えております。すなわち産業の発展と生産の能率増進の上に非常に悪影響を与えておることは、いまさら私が申し上げるまでもないのであります。終戦後におけるわが国の産業発展が、わが国経済の自立の上にかに大きな役割を果さねばならぬかは、いままさら私が申し上げるまでもないことでございます。これらの点から考えまして、今わが国に行われておりますところのささやかな住宅政策では、とうていこれらを満たし得ることができないと考へまして、ここに勤労者住宅建設促進法案を提出いたしましたゆゑんでございます。

法案の内容は、勤労者住宅を建設するために必要な資金を長期かつ低利で貸し付けまして、勤労者の住宅を建設いたしたい。そうして勤労者のために健康で、しかも文化的な生活を確保することのできる目的をもつて、この貸付業務は住宅金融公庫が行ふこととしたらうと考へておるのであります。この法律で勤労者と申しておりますのは、一般の私企業に従事する労働者並びに地方公務員、公共企業体等の職員、一般職の国家公務員、裁判官及びその他の裁判所職員、国家公務員、国家職員並びに保安庁の職員をいつておるのであります。

本法案の趣旨にかんがみまして、除外することが適当と認められるものにつきましては、主務大臣がこれを指定して除外することができるようにならうと考へておる次第でございます。従つてこの法律が通過いたしますれば、主務大臣は勤労者住宅建設三箇年計画案を作成いたしまして、閣議の決

は、その使用する産業労働者に対して住宅を建設しようとする事業者及びこれらの事業者にかわつて労働者のために住宅を建設しようとする会社その他の法人でありまして、資金貸付の限度は建設費の五割、貸付利率は年六分五厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易耐火構造住宅については二十五年以内、木造住宅については十五年以内としたしております。



定を求めなければならぬとしておるの  
であります。政府は勤労者住宅三箇年  
計画を遂行するため必要な資金の確保  
について、特別の考慮を払わなければ  
ならぬということにいたしておるの  
であります。勤労者住宅建設三箇年計画  
案の作成その他の重要事項を調査、審  
議せしめるために、建設省に勤労者住  
宅建設審議会を置き、その委員の構  
成は関係省の代表として建設、大蔵及  
び労働省の事務次官及び労働者代表六  
人、事業者代表三人、学識経験者三人  
としておるのであります。

公庫が勤労者住宅または土地につ  
いて資金を貸し付けることができるの  
は、左の通りにきまつておるのであり  
ます。法人格を有する労働組合、法人  
格を有する国家公務員もしくは地方公  
務員の団体または、主として勤労者を  
組合員とする消費生活協同組合で、そ  
の組合員または構成員に貸貸するた  
め、勤労者住宅を建設する者、国家公  
務員共済組合で、組合員のうち消防、警  
察、監獄の職員のうち組合の結成を禁  
止されている者等に貸貸するため勤労  
者住宅を建設するもの、勤労者を組合  
とする住宅組合、社宅として勤労者住  
宅を建設する会社等の法人。貸付を受  
けられる勤労者住宅の広さは九坪から  
二十坪までとしたのであります。

貸付金額は会社等の法人の場合は六  
割、その他の場合は全額、十割といた  
しておるのであります。利率は会社等  
の法人の場合は五分五厘、その他の場  
合も五分五厘以下で、公庫が定めるも  
のとしたしておるのであります。また  
貸付金の償還期間は耐火構造三十五  
年、簡易耐火構造二十五年、木造、木  
骨耐火構造が二十年といたしたのであ

ります。さらに会社等の法人に対する  
貸付金額は年間の貸付総額の三割を越  
えないようにしなければならぬという  
ことにいたしておるのであります。そ  
の他おおむね住宅金融公庫法と同趣旨  
の規定を設けておるのであります。

またこの法案により住宅金融公庫が  
行う業務を公庫が行つてゐる従来の業  
務と区別するために住宅金融公庫法の  
一部を改正いたしました。委託業務の  
準則、業務方法書及び事業計画または  
資金計画は、この法律に基く貸付金の  
業務に関するものと、住宅金融公庫法  
による貸付金の業務に関するものとを  
別個に定めなければならぬといたした  
のであります。

登録税法を改正して、この法律によ  
る貸付金で建設し、または取得した勤  
労者住宅またはその用地の登録につ  
いては、登録税を非課税といたしたい  
と存じておるのであります。

地方税法を改正して、この法律によ  
る貸付金で建設し、または取得した勤  
労者住宅またはその用地については、  
五箇年間固定資産税を非課税といた  
し、この規定をいたしておるのであり  
ます。

大体以上の概要を持つた法律案を提  
出した次次第であります。冒頭に申  
上げましたように、この法律はわが  
国の産業発展、生産増強のために、勤  
労者の上につきわたる大きな影響を  
与え、さらには国家経済の上にも大き  
な影響を与えるものとわれわれは考  
へておるのであります。どうか各位にお  
かれましては、この法案に賛成されま  
して、一日もすみやかにこの法案が可  
決され、勤労者のためにこれが実施に  
なることを切望いたしまして、簡単に

ございませぬけれども私の説明を終る次  
第であります。

○久野委員長 これにて提案理由の説  
明は終わりました。

なお志村茂治君外七十名提出、産業  
労働者住宅公社法案は、印刷の都合上  
本委員会への付託が遅れておりますの  
で、その付託を待つて三法案を一括し  
て質疑に入りたいと存じますが、御異  
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なきものと認め  
ます。それではさう決定いたしま  
す。

○久野委員長 次に北海道防寒住宅建  
設等促進法案を議題とし、提案者より  
提案理由の説明を聴取いたします。瀬  
戸山三男君。

北海道防寒住宅建設等促進法案  
北海道防寒住宅建設等促進法  
(この法律の目的)

第一条 この法律は、北海道におけ  
る寒冷がはなはだしいことにかん  
がみ、防寒住宅の建設及び防寒改  
修を促進することにより、その気  
象に適した居住条件を確保し、も  
つて北海道の開発に寄与し、あわ  
せて北海道における火災その他の  
災害の防止及び木材の消費の節約  
に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各  
号に掲げる用語の意義は、それぞ  
れ当該各号に定めるところによ  
る。

一 関係地方公共団体 北海道及  
びその区域内の市町村をいう。

二 防寒住宅 北海道の気象に適  
した防寒的な構造及び設備を有  
する住宅をいう。

三 防寒改修 既存の住宅の構造  
又は設備を北海道の気象に適す  
るように防寒的なものとするこ  
とをいう。

(国の責務)

第三条 国は、防寒住宅の建設若し  
くは防寒改修又はこれらに関する  
試験研究若しくは普及事業を行  
う者に対し、財政上、金融上又は技  
術上の援助を与えるように努めな  
ければならない。

(試験研究及び普及事業に対する  
国の援助)

第四条 国は、防寒住宅の建設又は  
防寒改修に關し、左に掲げる事業  
を行う関係地方公共団体に対し、  
地方財政法(昭和二十三年法律第  
百九号)第十六条(補助金の交付)  
の規定に基く補助金を交付するこ  
とができる。

一 試験研究  
二 巡回指導、資料の展示、出版  
物の配布、講習会の開催その他  
の普及事業  
三 技術者又は技能者の養成又は  
研修

(補助金の交付の手續)

第五条 前条の規定により国の補助  
金の交付を受けようとする関係地  
方公共団体は、建設省令の定める  
ところにより、事業の計画書及び  
経費見積書を添えて、補助金交付  
申請書を建設大臣に提出しなけれ  
ばならない。

2 建設大臣は、前項の規定により  
提出された書類を審査し、適当と

認めるときは、補助金の交付を決  
定し、これを当該関係地方公共団  
体に通知しなければならない。

3 市町村が第一項の規定により補  
助金交付申請書を建設大臣に提出  
する場合及び建設大臣が前項の規  
定による通知を市町村にする場合  
においては、それぞれ北海道知事  
を経由してしなければならない。  
(補助金の返還等)

第六条 建設大臣は、第四条の規定  
により国の補助金の交付を受ける  
関係地方公共団体が当該補助に係  
る試験研究若しくは普及事業を行  
わず、又は当該補助金を補助の目  
的以外に使用したときは、当該関  
係地方公共団体に対し、補助金の  
全部若しくは一部を交付せず、そ  
の交付を停止し、又は交付した補  
助金の全部若しくは一部の返還を  
命ずることができる。

(国又は地方公共団体の資金によ  
つて建設される住宅)

第七条 国又は地方公共団体が北海  
道の区域内において建設する住宅  
は、これを防寒住宅とするように  
努めなければならない。

(住宅金融公庫の資金によつて建  
設される住宅)

第八条 住宅金融公庫(以下「公庫」  
という)が、住宅金融公庫法(昭  
和二十五年法律第五十六号)(以  
下「公庫法」という)第十七条(業  
務の範囲)第一項の規定により、  
北海道の区域内において住宅の建  
設(あらたに建設された住宅で、  
まだ人の居住の用に供したことの  
ないもの)の購入を含む。以下本条  
において同じ)をしよとする者若

2 公庫が北海道の区域内において  
 に対し、資金の貸付をすることが  
 できる住宅は、防寒住宅であつて、  
 且つ、公庫法第十九条（貸付をす  
 ることができる住宅）並びに第二  
 十条（貸付金額の限度）第一項及び  
 第二項に規定する簡易耐火構造の  
 住宅又は耐火構造の住宅でなけれ  
 ばならない。

区分	貸付金の限度	償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるもの、建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合）において同じ、又は土地の価格（価格が標準価格をこえる場合）の八割五分に相当する金額	三十年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるもの、建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	三十五年以内

3 第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるものの外、建設省令・大蔵省令で定める。

4 公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される産業労働者住宅）

第九条 公庫が産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第 号）

住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合において、貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、公庫法第二十条第一項及び第二十一条（貸付金の利率並びに償還の期間及び方法）第一項の規定にかかわらず、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるもの、建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合）において同じ、又は土地の価格（価格が標準価格をこえる場合）の五割に相当する金額	三十年以内

3 第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める。

4 融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（報告）

第十条 北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

2 北海道知事は、前項の規定による報告をするに必要があるものと認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（罰則）

第十一条 第八条又は第九条の規定に違反して資金の貸付をした公庫

項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、融通法第九条第一項の規定にかかわらず、左のとおりとする。

付金の償還期間は、融通法第九条第一項の規定にかかわらず、左のとおりとする。

3 第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める。

4 融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（報告）

第十条 北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

2 北海道知事は、前項の規定による報告をするに必要があるものと認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（罰則）

第十一条 第八条又は第九条の規定に違反して資金の貸付をした公庫

る事務を処理すること。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（百二十二）の次に次のように加える。

（百二十二）の二 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第 号）の定めるところにより、建設大臣に報告をする等の事務を行うこと。

○瀬戸山委員 ただいま上程になりました北海道防寒住宅建設等促進法案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

昭和二十五年北海道開発法が制定せられ、北海道の総合的な開発の国家的な重要性が認められたのであります。その基本的要件として、居住条件の改善が第一に取上げられねばならぬ問題であります。

御承知のように、北海道においては寒冷がはなはだしく、他の地方とはまったく異なつた自然的条件にありま。しかるに従来の木造住宅はまことに粗末なものが多く、このため一冬の採暖のために要する燃料は、石炭で三トン以上まきの場合には、実に住宅一戸分に相当する木材を使用するという状況であります。従いまして火災の発生件数も多く、また寒冷な気象による凍上、積雪のために起るが漏り等、特殊な現象により、木造家屋の耐久年数は内地に比して、著しく低くなつておられます。

3 公庫が、この法律の施行前（前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前）に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したもののについては、第八条及び第九条の規定にかかわらず、公庫法第二十条第三項の規定を適用する。

4 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第 号）の施行に關す

これらを改善するためには、北海道における住宅は、どうしても不燃防寒構造とする必要があります。たま／＼

北海道においては火山灰地が多く、比較的低廉なブロッツ造建築をつくるのに恵まれた条件にあります。この方法によれば、木造と大差ない価格で不燃防凍住宅をつくるのが可能であり、燃料費等を考え合せば、かえって経済になるとさえいわれております。

本法におきましては、北海道の気象条件に適する不燃防凍住宅の構造設備を研究し、これを一般に普及することに對し国家的な助成をすること、住宅金融公庫より融資される住宅は不燃防凍構造のものに限り、そのかわり償還期間の若干の延長を認めること、並びに公官住宅その他国または公共団体の資金により建設される住宅は努めて不燃防凍的なものとせねばならぬ旨を規定してあります。

これにより北海道に不燃防凍住宅が普及いたしますれば、北海道の開発に寄与することが大であるばかりでなく、今まで燃料としてむだに使用せられていた、貴重な木材を節約するためにも大いに役立つこととなります。しかして、これらはいずれも戦後日本の重要課題の解決に寄与するところ大なるものがあると考えられるのであります。何とぞ各位におかせられましては、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第でございます。

**○久野委員長** これにて提案理由の説明は終わりました、質疑に入りませう。順次これを許します。村瀬宣親君。

**○村瀬委員** この法案はむしろおそきに失したくないものでありまして、最も機宜に適したものであると思っておりますが、この法案運用の場合に疑義を残さないために二、三質問をいたしておき

たいのであります。

ただいまの提案理由の御説明にありましたが、この方法によりますと、木造と大差ない価格で不燃防凍住宅をつくるのができるといふ御説明でありましたが、大体数字の上でどのようになるでございませうか、それからまず伺つておきたいと思ひます。

**○瀬戸山委員** 今のお尋ねであります、一つの例をとつて御説明申し上げますと、北海道の建築費は、御承知の通りに金融公庫におきましても建築単価が高く認められておりました、木造住宅で三万三千円、簡易耐火構造の住宅で四万五千円程度ということになっておりましたが、御承知のように木造が八割の融資になつており、簡易耐火構造の住宅が八割五分となつておりましたから、木造の場合は十五坪の家を建てるといたしまして頭金が九万九千円、簡易耐火構造になりまして十坪一千二百五十円となつておりましたから、北海道にとっては非常に効果のある適切な簡易耐火構造の住宅を建てていただくことも、それほど建築費に大きな負担はかからないという実情になつております。

それからこれの償還年限を多少延長いたしておきますので、十五坪の例で申し上げますと、木造住宅は当初におきまして月額三千六百五十五円の償還になつておりましたが、簡易耐火構造の住宅、この法律では防凍住宅としたしっておりますが、これは当初の月額償還金が四千二百三十三円、五百七十八円の負担増に相なつておりました。しかし、これは先ほど提案理由でも申し上げましたように、北海道においては冬三トンの石炭が必要とされておるそ

うであります。簡易耐火構造、いわゆる防凍住宅の場合には、採暖の費用、まあ石炭費と申しますが、その二分の一、小さく見積りまして三分の一の節約ができます。その燃料費の節約を概算いたしてみますと、一冬一トンの節約したといたしまして、月平均六百六十七円の採暖費、石炭費の節約ができる。これを差引計算をいたしますれば、こまかい計算でありますけれども、実質的には八十九円の生活費の軽減ができる、こういう状態に相なつております。

**○村瀬委員** きわめて合理的な正しい数字を拝承いたしました、非常に安心をいたしました。

そこでなお承つておきたいと思ひますのは、今まで北海道には住宅金融公庫によつてどのくらい建築ができたてありませうか、そして今の説明によりますと、十五坪のものならば八十九円ずつ毎月負担が軽くなるというのでありますから、この法律ができれば、木造に對しては一切融資をしないという禁止規定が勵行されまして、何ら一般の家を建てて人には無理が行かないはずであります。しかし北海道も広いのでありますから、こういう火山灰等の非常に手に入りにくい土地と、あるいは木材が局所的に非常に余つておるといふような関係で、この法案が実施されたときに特に不便を感ずるといふところがあるかどうか、またそういう場所があるかどうか、またそれならば、そういう地方で今まで住宅金融公庫の融資で建てておつた家屋はどのくらいのものであるか、おわかりになりますれば、これを御説明願ひたいと思ひます。

**○瀬戸山委員** まず第一に、金融公庫からどのくらいの融資住宅を北海道に建設しているか、こういうお尋ねであります。昭和三十七年八月末までの統計であります。昭和三十七年八月末までの統計であります。昭和三十七年八月末までの統計であります。昭和三十七年八月末までの統計であります。

それからこの法案の中には、金融公庫からは、いわゆる防凍建築以外以外の木造建築には貸出しをしないという規定があるが、北海道も広いのだから、あるいはそういう材料に乏しいところもあるであろう、また木材が有り余つているから、それでやりたいという者もありはせぬかという御懸念であります。もちろん北海道は広いところでありまして、そういうこともあり得るであろうと想像されますが、道庁の研究によりますれば、北海道にはいわゆるブロッツ建築資材が全国各地に散在しておるであろうと思ひます。北海道庁は御承知のように耐凍建築の研究を設けて、今日まで相当の研究をして、その建築の普及に努めておられます。道庁といたしましては、そこまで熱意があまりないか、もちろん住民にできるだけ不便をかけないように努力すると思ひますが、それでも先ほど御懸念になつたことは起り得る可能性があると思ひます。そこで一応そういう状態もあ

りますので、この法律の附則にもあります通り、住宅金融公庫の制限規定につきましては、附則の第二項に「この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設をする住宅については適用しない」という緩和の規定を置いておる次第であります。

**○村瀬委員** もう一つお尋ねしておきたいと思ひますのは第三条であります。一、国は、防凍住宅の建設もしくは防凍改修又はこれらに関する試験研究若しくは普及事業を行う者に対し、財政上、金融上又は技術上の援助を与えるように努めなければならない」となつておりましたが、一つの道徳規定のようなものになつておるのであります。

その内容は第四条、第五条にあるのかもしれませんが「援助を与えるように努めなければならない」というようなことがやはり必要なんでありませうか。四条、五条が内容ならば、三条を特に置かれた理由を承りたいと思ひます。

**○瀬戸山委員** 第三条は一種の精神規定のようではないか。まさにその通りであります。できれば、こういう公官住宅についての補助率を、もう少し他の振合いよりも引上げてやつたらどうかというようにすることに相なると思ひますけれども、今の日本の財政、それから国内の事情からは、特に北海道だけについて公官住宅の補助率を引上げるということはきわめて困難であろうという考えもあります。さらに地方公共団体に対して特別な助成をいたす、いわゆる特別な権利を与えるいは特別な義務を与えるということになりますれば、北海道の行政団体についてどうい



せんか。——質疑なきものと認めま  
す。それでは本法案に関する質疑は全  
部終了いたしました。  
次会は明一日午前十時より行うこと  
といたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後〇時四分散会

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局